

公平委員会議事録

令和5年4月26日(水)公平委員会室において定例会を開催した。

出席者 委員長 山下幸雄 委員 今枝史絵 事務局 青木基史

案件

- 1 事務報告について
- 2 3月定例会議事録について
- 3 職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について
- 4 その他

開会 午前9時20分

山下委員長 ただいまから、茨木市公平委員会4月定例会を開催いたします。
本日は、松川委員に急な所要が入り定例会に出席できなくなりましたが、重要な案件もあり、開催しなければ公務に支障をきたすと考えますので、地方公務員法第11条第2項の規定に基づき、2人で定例会を開催したいと思います。

青木事務局長 事務報告をいたします。資料1ページをお開きください。
令和5年3月24日付けで茨木市議会議員より大野幾子議員の辞職をされたことの通知がありました。
次に弔事報告でございます。山本由子茨木市議会議員のお父様さまが、4月10日にお亡くなりになられ、茨木市公平委員会で弔電をさせていただきました。

山下委員長 事務報告は以上でございます。
今枝委員 ただいまの説明について、ご質問等はございますか。
山下委員長 ございません。

今枝委員 特にないようですので、日程第2、3月定例会議事録について。
山下委員長 議事録は事前に電子メールで送らせていただき、確認いただきましたが、内容について何かございますか。
今枝委員 ございません。

青木事務局長 特にないようですので、3月定例会議事録は原案のとおり決定いたします。
次に、日程第3、議案第4号職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について事務局から説明してください。
資料5ページをお開きください。
議案第4号、職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について。
職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。令和5年4月26日提出、茨木市公平委員会 委員長 山下幸雄。
資料6ページが茨木市公平委員会規則第3号、規則の一部を改正する規則でございます。地方公務員の定年年齢を段階的に引き上げるとともに、高齢期における多様な職業生活設計の支援等を図る為の制度を設けるため、地方公務員法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
資料7ページは職員からの苦情相談に関する規則の現行兼新旧対照でございます。離職した職員が苦情相談をすることができる事項について

定めた規定において引用する地方公務員法、第28条の4、第28条の5又は第28条の6、を、第22条の4第1項又は第22条の5第1項、に改めます。

説明は以上でございます。

山下委員長
今枝委員

ただいまの説明について、ご質問等がございますか。

今回の改正は条文数のみの変更ではなく、条文の内容に変更があったということですか。

青木事務局長

条文数のみの変更ではなく、再任用制度が定年65歳への段階的引上げに伴い廃止され、令和5年度以降は、再任用制度と同様の内容の暫定再任用制度が施行されます。

山下委員長
青木事務局長
山下委員長

この制度は、いつまで施行されるのですか。

令和13年度をもって終了します。

他にないようですので、議案第4号、職員からの苦情相談に関する規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

その他について、何かございますか。事務局長から何かありますか。

休憩いたします。

(午前9時34分)

山下委員長

再開いたします。

(午前9時44分)

以上で本日の予定案件は、すべて終了いたしました。

次回、5月の公平委員会は5月26日(金)午前9時からの開催といたします。

それでは6月の公平委員会の日程を決めたいと思います。

<6月公平委員会の日程調整>

山下委員長

6月の公平委員会は6月21日(水)午前9時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の定例会は、これで終了いたします。

閉会 午前9時50分

令和5年5月26日決定

委員長 山下 幸雄

委員 今枝 史絵

事務局長 青木 基史